

へいせい ねんどかいごとう ば ちてきしょうがいしゃしゅうろうそくしんじぎょう
平成28年度介護等の場における知的障害者就労促進事業

ことうかいじょう
【湖東会場】 (旧 ホームヘルパー3級 課程相当)

しょうがいしゃきょたくかいご じゅうぎょうしやきそけんしゅうかてい じゅうど ほうちんかいご じゅうぎょうしやようせいけんしゅうき そかてい せいかつしえんいんようせいけんしゅう
障害者居宅介護従業者基礎研修課程・重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・いきいき生活支援員養成研修

はたら
働くってどんなこと??

しょうがいしゃ こうれいしやかいご べんきょう
障害者ヘルパーや、高齢者介護の勉強をしよう!!



しょうがいしゃきょたくかいご じゅうぎょうしやきそけんしゅう
障害者居宅介護従業者基礎研修とは?

しょうがいしゃ じ きぼう たいおう てきせつ どう ていきょう
障害者(児)の希望に対応した適切なホームヘルプ等を提供するため、
きそてき ちしき ぎじゆつ しゅうとく
基礎的な知識や技術を修得します。



じゅうど ほうちんかいご じゅうぎょうしやようせいけんしゅう
重度訪問介護従業者養成研修とは?

じょうじ かいご ひつよう しょうがいしゃやとう たい にゆうよく はいせつ しょくじ とう かいご ちようり
常時介護を必要とする障害者等に対する入浴、排泄および食事等の介護、調理、
せんたく そうじ とう かじ なら がいしゆつじ いどうちゆう かいご かん きそてき ちしきおよ ぎじゆつ
洗濯や掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を
しゅうとく
修得します。



せいかつしえんいんようせいけんしゅう
いきいき生活支援員養成研修とは?

かいご けんしゅう あ はたら ひつよう ちしき ぎじゆつ まな かいごげんぼとう じっしゅう じっし
介護の研修と合わせて働くうえで必要な知識と技術を学び、介護現場等での実習を実施し
ます。しがけん独自の資格です。



べんきょう
どんな勉強をしますか?

こうし せんせい はなし き こうぎ かいごじぎょうしょとう けんがく かいご たいけん じっしゅう
講師の先生の話や、講義や、介護事業所等の見学、介護の体験、実習などです。



べんきょう ひと
勉強してみたい人は?

くわ つぎ ぼしゅうようこう よ せつめいかい さん かくだ
詳しくは、次ページからの募集要項を読んで、まずは説明会にご参加下さい。

しゅざい し が けん エヌピーオーほうじん し が けんしやかいしゅうろうじぎょうしんこう
主催：滋賀県、NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター

平成28年度介護等の場における知的障害者就労促進事業

募集要項

1, 研修の目的

NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センターでは、「平成28年度介護等の場における知的障害者就労促進事業」を実施いたします。

この事業は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程（障害者ヘルパー）、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、いきいき生活支援員養成研修課程をもとに、障害者ヘルパーや高齢者介護の勉強、また、働くことについて幅広く勉強します。その中で、働くことへの視野を拡げ、知的障害のある方が福祉サービスの「受け手」から「担い手」となっていくことを目的とする事業です。

滋賀県社会就労事業振興センターが平成12年度より滋賀県から委託を受けて実施してきた「知的障害者ホームヘルパー養成研修・就労モデル事業」ならびに平成14年度より実施している「知的障害者介護技能等習得事業」では、合わせて200名の方が資格を取得され、これまでに75名の方が就労へと結びつきました。

(うち57名が介護・保育分野への就労)

しかしながら、必ず受講者の就労が約束されているわけではなく、関係方面の深いご理解とご支援をいただかなければなりません。そのため、知的障害のある方で介護分野での就労を希望されている方の応募をお待ちするとともに、この事業と一緒に支えていただける方のご協力についても合わせてお願いいたします。

2, 事業の名称

平成28年度介護等の場における知的障害者就労促進事業



3, 課程

障害者居宅介護従業者基礎研修課程

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

いきいき生活支援員養成研修課程

4, 委託元

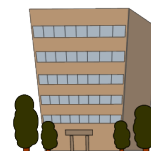
滋賀県

5, 募集人数 知的障害者 10名 と 協力者

(概ね実習で2日間、実技等で3日間、1名の受講生につき1名の協力者が必要です。)

※ 実習・実技での受講生の主体的な学びを促すため、保護者は協力者としての参加をご遠慮ください。

6, 応募者の要件



(1) 本人が介護分野での就労を希望していること

(2) 療育手帳の交付を受けている方、または知的障害のため就労が困難な方

障害の程度は問いません。これまで重い障害のある方の就労実績もあります。

(3) 原則として滋賀県在住の方

(4) 「説明会」に参加された方(正式な受講申込書は説明会参加者のみにお渡しいたします)

※ 研修・実習会場へのアクセスについては応募をされる方、関係者(保護者も可)に責任をもって

いただきます。実習については関係者(保護者以外)に同伴を願いますのでご了承ください。

7, 説明会と参加申込み

次の日時で説明会を開催しますので、必ず関係者(保護者も可)と一緒に出席してください。

(1) 日時：平成28年7月15日(金) 10:00~11:00ごろまで

(2) 場所：彦根勤労福祉会館 たちばな(〒522-0074 滋賀県彦根市大東町4-28)

(3) 申し込み：説明会に参加される方は、同封しております説明会参加用紙に必要事項を記入し、

平成28年7月14日(木)までに振興センターへFAXもしくは郵送にて

お申し込み下さい。

※ 正式な受講申込書は説明会で配布するので、受講希望者は必ず説明会にご参加下さい。

8、養成研修の期間・場所等

原則として、全カリキュラム受講のこととします。（別紙「カリキュラム（案）」参照）

(1) 期間：平成28年7月28日（木）～平成28年12月6日（火）（予定）

(2) 場所：【講義研修】彦根勤労福祉会館 たちばな 他

〒522-0074 滋賀県彦根市大東町4-28（J R彦根駅西口から徒歩3分）

【美技研修】滋賀県立障害者福祉センター 他

滋賀県草津市笠山8丁目5-130（バス：県立総合福祉センター前）

【美習】未定

(3) 受講料：10,000円（テキスト代等） 昼食代、交通費等は各自負担です。

(4) 修了認定方法・修了評価方法：

別紙「カリキュラム（案）」全科目、全時間受講すること。修了評価方法はレポート等とする。

（※1日でも欠席、遅刻をすると修了証明書は交付されません）

(5) 欠席者に対する補講の実施方法等：

原則として補講は行いません。やむを得ない事情で受講が出来ない場合は、

滋賀県ならびに振興センターが承認したものについて、これを認めます。

9、その他・留意事項

※ 平成28年度障害者介護職員養成事業 障害のある人を対象とした介護職員初任者研修

（旧2級ヘルパー）は湖南圏域で9月下旬ごろ開講予定です。

※ 本年度より、研修の見学ができるオープン講義を実施しています。

詳しくは、案内またはカリキュラムをご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ先

エヌピーオーほうじん しがけんしゃかいしゅうろうじぎょうしんこう
NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-15

電話：077-566-8266 ファックス：077-566-8277

担当：大平・深津・松下・山路